

全 員 協 議 会

日 時 平成28年4月27日(水) 午後5時30分 ~
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

○亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)の整備について

3 その他



アユモドキ等の自然環境と共生する
亀岡市都市計画公園及び京都スタジ
アム(仮称)の整備について
(座長提言)

平成28年4月27日

亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)
に係る環境保全専門家会議 座長 村上興正

アユモドキは、かつては淀川流域をはじめ広い範囲で生息していたが、現在は岡山市の2箇所以外は亀岡市のみで生息している。その要因は、下流域を水害から守るために開発整備を行えなかったことにより氾濫原が維持されてきたという自然環境とともに、生息環境に配慮した営農活動や地域住民の献身的な保全活動に負うところが大きい。しかし、外来魚による食害や繁殖期における大雨時のラバーダム倒伏による仔稚魚への影響などもあり、生息環境は必ずしも良好とは言えない状況にあるとともに、高齢化等による地域の耕作放棄地の拡大や営農活動の衰退により、保全活動等による生息環境の維持が困難な状況になり、現状のままでは、アユモドキの保全は必ずしも保証されない現状にある。

このことから、地域振興とアユモドキ保全の両立を図るため、公園・スタジアム整備事業に伴う生息環境改変によるアユモドキ等への悪影響を回避するとともに、公園・スタジアム整備事業を契機とした共生ゾーン整備やラバーダム改修などの広域的な視点での生息環境の改善に向けて、平成25年5月1日に設置された「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る環境保全専門家会議」において、委員各位の御尽力や関係者の御協力をいただき、専門的見地から様々な角度で現地における広範な実証実験、分析・検討を重ねてきたところである。

その結果、これまでほとんど知られていなかったアユモドキの生態や産卵・繁殖・生息環境の保全のための知見も多く得られるなど、将来にわたるアユモドキ等の保全に向けた大きな成果が得られてきたところである。

一方、アユモドキの将来にわたる現在地での生息を確立する各種の対策を講じ、公園・スタジアム整備を行っても、アユモドキ個体群の存続を保証するという状況にするためには、今後、これまでに得られた知見を土台に、更に調査や実証実験を重ねる必要がある。しかし、スタジアムの建設が遠のくことで、スタジアムを拠点とした地域の振興・活性化とアユモドキ保全活動の好循環な展開の実現が遠のくことになり、かえってアユモドキの保全に影響が出るものと危惧されるところである。

これまでの環境保全専門家会議での調査・検証・検討経過を踏まえて、アユモドキの将来にわたる保全環境を早期に確立させるためには、現在の生息環境の保全・改善のための対策を実施するとともに、地域の保全活動を維持・発展させるためにも必要な地域の振興・活性化の拠点となるスタジアム整備を早期に実現させる必要があると考えており、次のことを提言する。

記

<スタジアム建設位置>

アユモドキの生息環境の保全と地域の保全活動の維持・発展につながる京都スタジアム(仮称)の整備との両立を早期に実現させるため、これまで検討してきた計画地に隣接する「亀岡駅北土地区画整理事業地」を建設位置とすることが望ましいと考える。これにより、アユモドキが生息する曾我谷川流域への直接的影響は回避され、地下水保全等を行えばアユモドキの生息環境への影響は軽微となると考えられ、保全が確保されるものと考ええる。

<アユモドキ生息環境の保全の取組みの継続>

なお、現状においても、アユモドキの生息環境は脆弱であることから、これまで行ってきた調査・実証実験により新たに得られた成果や知見を活かした効果的な保全の取組みを行う必要がある。

そのため、昭和52年に文化財保護法に基づく国の天然記念物に指定した文部科学省(文化庁)、平成16年に種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定した環境省、平成16年にアユモドキ保護増殖事業計画を文部科学省、環境省とともに作成した農林水産省及び国土交通省、更に、平成20年に京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例における指定希少野生生物に指定した京都府、平成17年に保津地域アユモドキ連絡協議会を立ち上げ官民共同で保全対策に取り組んできている亀岡市、その他この地域のアユモドキの保全に携わる各種団体が連携して保全の取組みを進めることを求める。

環境保全専門家会議としても、これらの保全の取組みを進めるために、アユモドキ等の保全や地域の振興・活性化の観点から、引き続き、アユモドキ等の生息環境の保全・改善対策とアユモドキ等への影響が軽微なものと評価される都市公園用地の利活用に向けた検討を行うこととする。